# 物品壳買契約書

物 品 名	令和7年度特定在留カード等書換用スタンドアロン端末等一式の購入
数量/単位	別紙 仕様書のとおり
契 約 金 額	金 円
	(うち消費税額及び地方消費税額 金 円)
納入期限	令和8年2月13日(金)
納入場所	大津市御陵町3番4号 大津市役所第二別館 政策調整部情報政策課
支払方法	納入確認後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
契約保証金	免除
延 滞 金	納入期限を超過した日数に応じ、契約金額につき年 2.5 パーセントの割合を
	もって計算した額
その他	支払については、売払人が物品納入後に買受人に請求するものとする。
	買受人は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
1 本打 しは	この初幼に関する接利美数な体上に輸送し フは田伊に供してはなさない

- 1 売払人は、この契約に関する権利義務を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 2 上記事項を変更する又は追補する必要があるときは、買受人、売払人協議の上行う。

本物品の買入れについては、上記各事項のほか大津市契約規則に定められた条項を遵守し、及び別添に記載する契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項に合意することを条件としてこの売買契約を結び、契約の証として本書2通(保証人のある場合は3通)を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

大津市御陵町3番1号

買受人 大津市

大津市長 佐藤 健司 印

【所在地】

売払人 【商号又は名称】

【代表者役職名及び氏名】 印

#### 契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項

### (契約の解除)

- 第1条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 履行の催告をしたにもかかわらずこの契約を履行しないとき、又はこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 売払人(売払人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、 又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- キ 売払人が、アから才までのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) において、買受人が売払人に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、売払人がこれに従わなかったとき。

第2条 買受人は、この契約に関し、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、売払人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき
- (2) 売払人 (売払人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) について刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

### (契約が解除された場合等の違約金)

- 第3条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払かなければならない。ただし、売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第1条第1号又は第2号の規定によりこの契約が解除された場合においてその原因が売払人の責めに帰すべき事由によるとき、又は同条第3号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 売払人がその債務の履行を拒否し、又は売払人の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 売払人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- (2) 売払人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 売払人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

## (損害賠償責任)

第4条 売払人は、この契約の履行に関して買受人に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために買受人に損害を与えたときは、 直ちにその損害を賠償しなければならない。この場合においても、売払人は、延滞金及び前条第1項の規定による違約金の支払を免れない。

2 売払人は、この契約の履行に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、買受人は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

第5条 売払人は、この契約に関し、第2条各号のいずれかに該当するときは、買受人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を買受人の指定する期間内に買受人に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、買受人に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、買受人がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。